

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第十四号

昭和二十九年二月二十日(土曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事首藤 新八君

理事中村 幸八君 理事山手 満男君

理事永井勝次郎君 理事加藤 鏡造君

小川 平二君 始関 伊平君

田中 龍夫君 土倉 宗明君

笹本 一雄君 加藤 清二君

帆足 計君 伊藤卯四郎君

中崎 敏君

出席政府委員

通商産業事務官 岩武 照彦君

(大臣官房長) 佐久 洋君

通商産業事務官 小出 栄一君

(通商産業事務官) 吉田 剛君

通商産業事務官 石井由太郎君

通商産業事務官 小山 雄二君

通商産業事務官 谷崎 明君

通商産業事務官 越田 清七君

通商産業事務官 小島 雄二君

通商産業事務官 石井由太郎君

通商産業事務官 小山 雄二君

通商産業事務官 谷崎 明君

通商産業事務官 越田 清七君

通商産業事務官 小島 雄二君

通商産業事務官 石井由太郎君

通商産業事務官 小山 雄二君

通商産業事務官 谷崎 明君

通商産業事務官 越田 清七君

通商産業事務官 小島 雄二君

通商産業事務官 石井由太郎君

通商産業事務官 小山 雄二君

通商産業事務官 谷崎 明君

通商産業事務官 越田 清七君

通商産業事務官 小島 雄二君

通商産業事務官 石井由太郎君

通商産業事務官 小山 雄二君

○大西委員長 これより会議を開きます。

まずこの際お諮りいたします。昨日の委員会において、総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員会その他二小委員会を設置することに決定いたしましたのでございますが、その後の理事會において、前記三小委員会を併合して中小企業に関する小委員会を設置すべき旨の御意見がありましたので、さよう決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 この際昭和二十九年年度通商産業省関係予算について当局より發言の申出がありますので、これを許します。岩武政府委員。

○岩武政府委員 明年度の通産省の予算の概要につきましては、お手元に資料をお配りしてあります。簡単に御説明いたしますと、明二十九年度通産省一般会計予算の合計は、この表の終りにございまして、合計六十六億八千三百八十八万八千八百八十八円と見込んであります。本年度に比較して八億六千四百八十八万八千八百八十八円増えています。この中には給与改訂の平年度化に伴います経費が約三億七千九百九十九万八千八百八十八円と見込んであります。実質的には四億八千五百萬円の増加と相なりま

す。この経費のおもなるものについて御説明いたしますと、まず最初の貿易振興対策でございますが、この関係の経費は明年度三億二千九百九十九万八千八百八十八円と見込んであります。本年度と比較して約六割強の増加に相なっております。そのおもなる費目は、最初にあります国際見本市参加補助金でございますが、これは海外の各地において国際見本市の開催の計画がございまして、明年度に計画いたしましたのであります。そのほか、四百年記念国際見本市その他数箇所の団体に対する補助金でございます。

それから次にあります海外市場調査会補助金、これは御承知のように簡単にJETROと略称してありますが、海外の市場に関するいろいろな情報を収集いたしまして、これを国内の関係方面に提供するというものでございまして、これは昨年度と大体同様に三千万円入っております。

それから三番目の貿易振興所の経費でございます。これは本年度はニューヨークに一箇所開設いたしましたわけでございますが、明年度はこれを拡充いたしまして、新たにサンフランシスコ並びにカイロの二箇所に開設したいと思っております。その所要の経費に對します補助金でございます。

その次の重機械技術相談補助金でございます。これはプラント輸出の振興をはかりましたために、本年度の予算をもちまして六箇所開設したわけでございます。地域としましては、サンパウロ、ブエノスアイレス、カラチ、ニ

ューデリー、ラングーン、バンコック、六箇所でございますが、明年度はそれを平年度化したと見ますと同時に、内容を拡充いたしまして、このプラント類の輸出に拍車をかけたいと考えておるわけであります。

それから海外広報宣伝費でございますが、これは海外の需要方面に對しまして、国内のいろいろな商品あるいは産業の実態を、パンフレット、カタログ等の形でいろいろ紹介したいと考えておりました。今年度も千三百萬圓弱の経費で実行して参りましたが、いろいろ効果も上つておりますので、明年度もこれをさらに逐次拡充して参りたいという考えでございます。

それから六番目の東南アジア技術協力団体補助金でございます。これは東南アジアの方のいろいろな技術者の交流等に伴いまして、出た人の留守宅あるいは帰つてからのいろいろな援護措置、あるいはこちらに先方から来ます者の技術の習得に對するいろいろな経費の補助等を目的としたものでございまして、このための団体がございまして、それに対する補助金を交付して参りたいと考えております。団体もいろいろな曲折を経ましたが、最近活動を開始しておりますので、それに対して経費を補助して参りたいと考えております。

それから七番目の日本国際見本市補助金、これは本年四月大阪で国際見本市を開いて、海外のいろいろな商品の紹介展示、並びに国内のいろいろな商

品の紹介展示等を行いたいと考えております。本年度に引続き大体同額程度の経費を計上して参ります。

それから八番目は国際商事仲裁協会補助金、これは国際商事紛争調停ないし仲裁の事業を行います協会がありまして、これは国際的なコードをもちまして、それに従つて通商上のいろいろなクレームを処理して参る機構でございます。本年度同様の補助金を計上したわけであります。

この通商関係の経費は、いろいろ項目も書いておりますし、また金額も書いてありますが、本年度より六割強ふえておりますが、三億二千九百九十九万八千八百八十八円と見込んであります。この程度で十分と申せませんけれども、与えられた財政の問題もございまして、その範囲で何とか努力して参りたいというふうに考えております。

それからその次の資源対策でございます。これはいろいろの費目がございますが、まず最初の金鉱業探査補助金、これは本年度同様の探査費の補助をいたしたいと考えております。それから新鉱床探査補助金、これは金以外のいろいろな鉱物に對します補助金でございます。その鉱物の名前は後刻補足いたしますが、大体本年度同様の金額をもちまして補助を行つて参りたいと考えております。

それから石油の試掘の補助金でございます。これは例の石油試掘の五箇年計画の第一年度に當る経費でございます。当初もう少し大きくというようにいろいろ要求いたしたわけござい

ます。本年度に引続き大体同額程度の経費を計上して参ります。

昭和二十九年二月二十日 通商産業委員会 議録第十四号

ますが、諸般の情勢もございまして、とりあえず初年度はこの辺でスタートいたしまして、効率的な試験を進めて参りたいと考えております。

なおこれに伴いまして、いろいろこの補助金を受けます相手方の企業に使用して、この補助金を有効適切に使用いたしますために、必要な範囲の監督措置も講じたいと考えております。その点につきましては、不日法律案の形をもちまして御審議を煩わしたいと考えております。

それから技術振興対策の問題でございますが、これは主として工業技術院並びに特許庁の問題でございますが、最初の工業化試験補助金、これは民間の中間工業化試験に對します補助金であります。昨年度同様の金額でございまして、その次の工業研究補助金、これは中間工業化試験の前段階の研究に對します補助金、これも昨年度同様の経費をもちましてやつて行きたいと考えております。

それからなおここにあげておりますが、技術振興といたしましては、通産省におきまして、工業試験所ほか、合計して十一の試験所、研究所を持つております。これに對しまして、その研究機関で行います實際上の研究費につきましては、本年度も特別研究費ということで二億四千万の経費を認められておりますが、明年度はさらにそれを一割ふやしまして、約二億二千万円というふうな研究費を使用いたしまして、当面のいろいろな研究を進めて参りたいと考えております。

それから三番目の工作機械等試作補助金であります。これは本年度いたしました工作機械の試作補助金でありま

すが、明年度は少し範囲を広げまして、備考にありますが、若千これ以外の計測機その他の機械につきましても試作の補助を行ひまして、国産化を推進したいと考えております。

それから四番目と五番目の発明実施化の関係でございます。これは大抵本年度同様の金額並びにアイデアでございまして、発明協会の補助金、これも大抵同様でございます。

それから中小企業振興対策であります。これは一番問題の多いところでございまして、この一般会計の補助金等のほかに、例の公庫への出資金もございまして、両々相まつて、緊縮予算のしわの寄るところを是正して参りたいと考えております。

最初の協同組合の施設の補助金でございますが、これは本年度一億八千万円のもの三億程度まで増加しております。これは在来は共同施設について一般にやつておりましたが、さらに明年度は中小企業者の機械設備の近代化を促進するためにこの金を使いたいと考えております。大企業につきましては、税法上その他いろいろ設備の近代化を促進する措置も講ぜられておりますが、中小企業の方にはなかなかその面も十分に参らないかと存ぜられますので、この補助金の形をもちましてその面の促進をはかつて参りたいという構想でございます。

それから三番目の中小企業振興指導費の補助金、これは府県の行政費の補助でございます。本年度よりちよつと減少いたしておりますが、これはいろいろな積算の関係もございまして、大抵本年度同様の仕事を続けたいと思つております。

三番目の水害復旧資金利子補給でございますが、これは先般の風水害の際金融機関等から緊急貸出したもの等に対する利子補給でございます。最後の、その他人件費、事務費等につきましては、別段の説明を加える余地もございませんが、先ほど申し上げましたように、ベース・アップの問題に要する経費、あるいは工業技術院系統の試験所、研究所におきます研究費の増額といった点が、異なつております。

それからなお一般会計について附加していただきますが、例の自動車競技法の施行に伴います競輪関係の庫納付金、並びに自動車工業等に対する補助金の問題でございます。これはいろいろ問題もございまして、この際さういうふうな競技の売上金による納付金を庫庫に収納するのはいかかかというふうな方針で、予算も組まれたのでございまして、われわれとしましては、別途さういうふうな売上金の一部を在来に近い形で機械工業等の振興の方に有効に使用し得る措置を考へることがいいのではないかとこのううな気持ちで、目下検討しておるわけでございます。

それから次に特別会計の方でございますが、これは実は資料を配付しておりますが、これは本年度と異なりませんが、この財投融資の考え方につきましては、特別会計につきましては、実はその特別会計が一応目的を達して、不要になりまして、廃止するものが二つございまして、一つは、通産省所管でございまして、援助物資特別会計、これは本年の四月一日限りに廃止、なお緊要物資の特別会計、この二

つとも一応業務を終了いたしましたので、明年度から廃止したいというところで、所要の法案が別途大蔵委員会の方に提出されております。それから残ります特別会計のうちで、輸出保険特別会計につきましては、新しく委託輸出につきましては、これを保険の対象にするというふうな制度を考案いたしまして、これにつきましては、予算上も要約限度の引上げもございまして、同時に、会計簿自体の改正もございまして、並びに輸出保険法自体の改正が必要でございまして、これは不日法律案の形で御審議をお願いしたいと考えております。それからもう一つは、中小企業の信用保険でございます。これにつきましては、特別会計の問題としましては、新しく小口保険、つまり貸出し金額の少額なもの、一億五千万円と考えておりますが、これにつきまして新しく保険制度を考へたいというところでございまして、それにつきましても、予算上は要約限度の引上げの問題もございまして、同時に、信用保険法自体の改正もございまして、その点につきましてこれも法律案として御提案いたした次第でございまして、大抵特別会計の方の新しい問題としては、その四点であります。

次にお手元に配つておりますのは、通産省としまして最も関心を持つております財政投融資の問題でございます。この財政投融資の考え方につきましては、本年度緊縮予算の建前上、一般会計から出します金等につきましては、相当圧縮されております。投資を抑えないと、いろいろ財政の緊縮の趣旨が達成せられないではないかと、いろいろ強い要望もございまして、

われわれとしましてはもう少し少しいましたが、大抵この辺でやむを得ないということで、一応議のまとまりましたものが、お手元にある表でございまして、この表自体の中は、ほかの各省の関係の深いものもございまして、通産省といたしまして一番関係の深いのは、最初にあります開発銀行、その次に輸出入銀行、その次に、これはちよつとミスプリントでございまして、電源開発公社、それから一つ飛びまして国民金融公庫、もう一つ飛びまして、中小企業公庫の五つでございまして、なお小計の上にあります金融債引受け、これも間接には設備金融等の問題を通じて関係を持つて来るわけでございまして。

最初の開発銀行の問題でございまして、これは予算上はここにございまして、新しい資金の追加は三百五十億でございまして、このほかに開発銀行自体の回収金、委嘱金等が明年度大抵三百億期待されますので、合計いたしまして六百五十億の元を持つわけでございまして、本年度はここにありまして、財政からの入金も六百億、このほか二百六十億の開発銀行自体の資金がございまして、合計いたしまして八百六十億、さういたしますと、二百十億という額が減少いたします。この配分等につきましては、まだ最終的にはきまつておりませんが、大抵三百五十億と自己資金の三百億、合計六百五十億をもちまして、一応電力関係、つまり九つの電力会社の設備資金としまして約三百五十億、それからこれは通産省所管でございまして、運輸省所管の造船関係に對しまして約百八十五億、その他の産業の中で、石炭、鉄鋼、自家発電、合

成纖維、機械、硫安、この六業種に對して九十五億、その他ないし予備として二十億というふうな、一応査定いたしてあります。この六業種のそれ／＼の業種に對する金額の配分、あるいはその他予備等に對する考へ方等につきましては、これは予算が一応成立いたしましてから、經濟審議庁を中心にして／＼相談いたしまして、決定されることになりました。

この電力三百五十億等につきまして、いろいろ／＼現在電源開発計画若若干問題もあると思ひますが、これは何とか資金の有効な利用あるいは自己調達等の方法によりまして、既定の計画を推進して参りたいと思ひております。また石炭あるいは合成纖維、硫安といふように、いろいろ／＼合理化計画の遂行上、あるいは自給度向上のため、もう少し財政投資というものが必要かと存じますが、これらにつきましても、この際のことでもありますから、何とか効率的な資金の運用とあわせまして、自己調達の万全の配意とをもちまして、何とか計画を進めたいと思ひております。

それからその次の輸出入銀行でございますが、これは本年度もあるいは明年度も、一応財政資金の新しい投入は皆無というふうな考へておりますが、これは実は輸出入銀行につきましては、明年度におきまして、自己資金自体の回収等が約百億期待されております。そのほかに今年度から明年度へ繰越されますものが百二十億程度予定されますので、合計いたしまして二百二十億の資金源を持つことに相なります。最近プラント輸出が大分好調を呈して参りましたので、この二百二十

億程度の金額ではあるいはプラント輸出の金融に事欠くのではないかと、ふうな／＼な問題もございまして、輸出入銀行の資金は比較的短期の資金が多いようございまして、プラント輸出が伸張しましてこの金が相当不足して参りますれば、あるいは自己資金の一時の振替使用の形で何とか泳いで参れるのではないかと、いろいろ／＼に見ております。

それからその次の電源開発会社でございますが、これは本年度は二百六十億の資金を新しく計画いたしてあります。この電源開発会社の工事計画等について見ますと、このほかに若干の二十億ないし三十億程度の繰越しがあるかと存じておりますが、現在手をつけております／＼な地点等の工事、当初の予定通り急速に進めて参りますためには、あるいは若干工事地点の差繰りあるいは工事費等の相当の節約等をはかりまして、極力集約的かつ効率的に金を使つて参り、全体の開発計画にはあまり支障の起らないようにしたいというふうな考へております。目下／＼な地点別の問題等につきましては、鋭意検討中でございます。

それから国民金融公庫でございますが、これは実は大蔵省所管でございますが、御案内のように中小企業金融公庫と相並びまして、これは中小企業の一番の金融のことでございまして、本年は九十億の金を新しく要請しておりますが、この金融公庫は明年度はこのほかに自己資金つまり回収金あるいは利息金収入等が二百三十億期待されますので、これらと相まちまして三百二十億程度のものが一応貸付の原資となる。この中には中小企業等とは若干違

いまして、生計資金的なもの等も、たとえば恩給担保の貸付とかというふうな、若干ございしますが、大体の金のトータルといたしましては本年度より若干ふえて参りますので、何とかこれでやつて参りたいと思ひてござい

それから次に、中小企業金融公庫でございます。これは財政から入れられます金、ここにもございまして、百三十億、本年度と同様でございます。このほかに、御案内のように回収金等が約六十億ございまして、そのうち二十億は開発銀行債権の買取り代金というふうに相なりますので、差し引く程度が繰越されて融資の原資と相なるというふうな考へております。足らない金でございしますが、これも最近の融資状況から見まして、若干問題もございまして、何とかやつて参りたいと思ひております。

それから最後の金融債の引受け、これは例の日本長期信用銀行あるいは勧業銀行、商工中金、さらに農林中金等の債券の引受けのものになるものでございまして、この二百億は、大体金融債の額にしましてこの倍、四百億ということになります。このほかに一般公衆等も若干あるかと存じますが、いずれにしても本年度の三百億で、金融債ベース七百億よりは若干減少いたしますとの、このほかに今年度と同様のろいろな公社債あるいは地方債等も出ますので、その辺から金融債との競合も若干あるかと思ひますが、全体の態勢といたしましては、一応設備投資の問題も需要の關係等から山を越して来た感じもいたしますので、この二百億の資金運用部資金をもちまして、情勢

よろしきを得ますれば、これは長期資金に特にひどい不足を感じるというところはないのではないかと、いろいろ考へております。この財政投資は、合計いたしまして昨年比で約六億、つまり一番減少率のひどいところでありまして、この財政投資がいわばインフレのもとになるのじやないかというふうな一部の方面の非難もいろいろございしましたが、しかしわれ／＼いたしましては決してさうなことは考へておりませんで、むしろインフレのもとになるのは投資の多いことではなくて、消費の過剰ではないか。さらに投資が多いといひましたしても、財政投資に随伴しておる投資が多いのではなくて、むしろ財政投資に關係のない企業の自己資金調達等の關係が問題に對する投資は決してインフレのもとにはならないのではないかと、いろいろ／＼に見ておるわけでありまして、しかし一般の財政事情もありますので、このわくの中、何とか効率的な金の使い方に、よりまして極力努力して参りたいと思ひております。

○加藤(鐵造)委員　ちよつと一点だけ。この技術振興対策費の中の工業化試験補助金ですが、この民間の工業化試験について、民間の補助金を受けられる資格とか種類等について伺いた

○小山説明員　御説明申し上げます。この補助金は、民間の試験研究を促進しようという目的のものでありまして、試験研究につきましては、基礎的なものは大学でもやつておりますし、それから大学の附屬研究室等でもやつております。また産業に結びつけます

応用研究等は、国の試験場――通産省にも十一の試験場を持つておりますが、そういうようなところでもいろいろやつております。また中小企業その他地方産業等を相手といたしまして指導その他につきましては、各都道府県でいろいろ／＼な種類の試験場をたくさん持つております。従つてこの補助金は、つばら民間の各産業の試験研究をアツシユしようという趣旨のものであります。その補助金を受けます資格は特定しておりません。要するに試験研究をする能力――多くの場合は、やはり大きな会社あるいは中小企業でも研究部、研究所を持つという種類のものであります。要するに研究をやつて行く實力のある、これはまずしつかりした主任の研究者がいるか、これまで基礎的な研究、実験的な研究をどう積んでおるか、それはどんな成績を上げておるか、技術的な点で申しますと、そういう点であります。それからこの補助金は全額補助するわけではございせんので、資金的にも自分の方の資金をどれだけつぎ込めるかという点、資格になつております。これは毎年度補助金を交付いたします要領というものをきめて参つております。二十五年

をいろいろ検討いたしました。来年度は約十九の要望課題というものを提出して、こういうものが特に要望されるのだという宿題を出しまして、それを目標にたくさん申請を受け付ける。もつとも必ずしも要望課題でなければならぬところまでは行っておりませんけれども、そういう取扱ひにして、本年度もそうやりました。来年度もそういうことでやつて参りたい、こう考えております。

○中崎委員 関連して。今の説明の中で、工業化試験補助金という項目と、工作機械等試作補助金とは、一体どういう関係にあるのですか。たとえば工作技術なんか一つの項目に入るのですか。その関係はどうなっているのですか。

○小山説明員 これは工業化試験補助金と鉦工業研究補助金と工作機械等試作補助金の三つでございます。大體研究というのにつきます。常識的な御説明を申し上げます。まず学理というものがあるわけでございまして。それは理學、工學の學理というものであります。それを土台にして基礎應用研究と申しまして、そういう種類のものがございまして。これは大學あるいは大學の實驗室、付屬研究所でやる。その基礎的研究が済みますと、これを工業に適用するための研究をやるわけでありまして。これが第二番目の鉦工業研究補助金であります。まあ、われ／＼の大體の何では、金額的に申しまして一件約百万円程度の補助をねらつておりますので、仕事の規模としては約二百万円見当で、實驗室の少し毛のはえたような程度のものでございまして、そういう種類のものをこの第二番

目のものはねらつております。それから工業化試験と申しますのは、その應用研究の済みましたもの——應用研究が済んだすぐ企業化に行けるものもたくさんございまして、事例によりまして、ここに化學工業關係では、機械工業もそうでございまして、そのまゝ企業化するのは非常に危険だから、それで中間試験と申しますか、たとえば化學工業で言つて、かりに五百キロから一つのプラントで應用研究をやつてみる。企業化するにはやはり十トンとか五十トンくらい持つていなければならぬ。工業化にならないが、そういう場合に、五トンとか三トン程度のものので一つやつてみませんと非常に危険であるという種類のものにつきます。中間試験をやるわけでありまして、これを法律の言葉で申しますと、企業化する技術上及び經濟上の条件をいろいろ確かめる、こういうふうに規則に書いてございまして、それが第一番目でございます。それから工作機械の方は、實は本質的には工業化試験でございます。これは従来から重工業局の主管になつておりまして、従来からいろいろ外國の工作機械の輸入等の問題もありまして、そののひつかかりで予算が別建になつておりますが、本質的に申しますと、今申しました工業化試験に入るものと思つております。従つて先ほど申しました補助要領というものは一本にしておりまして、申請が出て来たところによく見わけまして、工作機械に持つて行くものは向うに持つて行くというように、そこで什訳をやるということでは、さういふ種類のものをこの第二番

目につくるめてあんなにされたいと思つて、工作機械の方の一億円というわけは、金額としてはきまつてゐるので

すか。

○小山説明員 そうでございます。

○中崎委員 そうとすればちよつと適当でないと思つて、むしろこれは二つをひとつのつて一つにして、さうしていろいろ工業というものは、實際に指導され、具体的に検討されてみて、國の鉦工業全体として見て、そのレベルにおいて適當であるかどうかというものを総合的に勘案される必要があると思つて、さうして、項目だけはあんなにきつて、金額のわくだけはきつて別にしてあるが、むしろこれは一つにひとつづつ、それを全体として調整するか。結果において、あるいは工作機械の方が一億五千万円になる場合があるかも知れぬ、あるいは八千万円になる場合があり得るかも知れぬが、そういう方が適當じゃないかと思つて、これがこれを別にされるという根拠はどこにあるのですか。

○小山説明員 私ども、こういう補助金というのは全部一括して持つていて、そのときの目標はありますけれども、なるべくこま切れにしないで行くのがいいのじゃないかと思つて、お話をうなづかぬことも考えております。ただ工作機械というものは非常に遅れておりまして、この關係で見ますと、四億対一億といふことになりまして、總體的に全体の産業のバランスから言いますと、工作機械の方が有利なかつたことになつております。工作機械というものは非常に遅れておりますので、工作機械の補助金というものは去

年からこういう形になつたのでござい

ますが、その前から輸入工作機械の補助をするとか、あるいはそれをプリン

トしていろいろ研究する補助とか、い

ろいろなことを考えられておつたその

ひつかかりで、工作機械だけはここの

分の間特段に引伸ばして行かなければ

いかぬといふような趣旨で、所管も一

番目の方は工業技術院になつておりま

すが、三番目の方は重工業局でそれだ

け専門にやろうといふようなことにな

つておりまして、多少さういふ政策的

な面が残つておりますが、理論的に申

しますと、もうしばらくしますと一本

にして總體的に勘案して行くというの

が至当じゃないかと一応考へておりま

す。

○中崎委員 この工作機械の工業が遅

れてゐるというところは言えるかもしれ

ませんが、しかし化學でも、重化學も

あれば輕化學もあり、最近是非常に日

進歩して、化學についても非常に

遅れてゐるの事実は、だから特に

重工業だけは遅れてゐるからそれだけ

のわくを別に設けるというわけは、私

はどうしてもわからない。實際の運用

はどうか、これだけではちよつとわ

かれないのですが、實際の運用につ

ては、一体化したような考え方の上に

運用されるということを、特に私とし

ては要望しておきたいと思つて。

○大西委員長 それでは次に、ガス事

業法案を議題といたします。

本案については去る一月二十六日、

提案理由の説明を聴取いたしました

が、さらに当局より逐条説明の申出がありまして、これを許します。

○伊藤(卯)委員 このガス事業法を

審議するにあたりまして、政府から提出されております資料は不十分な点がございまして。よつて新たに具体的な資料をこの際政府の方に提出を要望いたします。一、ガス事業五箇年計画、同資金計画、五箇年後の料金変更見込み。二、現在のガス事業者につき、社名、供給区域(おもなる都市名)、需要家概数、供給ガス標準熱量、資本金、平均販売単価、最近の利益率、配当率、従業員の数、最近一箇年ガス販売の量。三、卸売その他主要事業について、社名、卸、おもなる特定供給の最近一箇年間の販売量、標準熱量。四、供給規定量、代表的な会社でよろしゅうございまして。以上の四点を、審議するにあつてまず資料を要求いたしておきます。

○大西委員長 承知いたしました。さういふにいたさせます。小山説明員。

○小山説明員 ガス事業法案の内容につきまして、概略のことを補足的に御説明申し上げます。

この法案は、先般の提案理由の御説明の際に申し上げましたように、現行法であります電気及びガスに関する臨時措置に関する法律、これは一昨年の十二月に制定されたものであります。これが御承知のように暫定法でありますことと、電気とガスを一緒に規定しておりますので、両者の間にいろいろ違つております面もございまして、この際これを恒久法に改めましますと同時に、ガスと電気と切り離しまして、ガス事業のみについてガス事業法案という形で御審議を願わしたい、こういうことになつたのであります。

そこで現行法の臨時措置法は、御承知の通りその内容は、従来の旧公益事

業令の内容をそのまま踏襲いたしておるわけでございます。従つて今度の法案と旧公益事業令との関係を比較対照いたしまして御説明を申し上げますのが一番便宜かと思ひますので、逐条的な説明に入ります前に、簡単にこのガス事業法案と旧公益事業令とを比較いたしましてその特色を御説明いたしたいと思います。言いかえましますと、公益事業令と本法案との相違点がすなわちこの法律案の特色でございます。それ以外の点は、旧公益事業令と同じである、こういうことになつておるのであります。

そこで本法案と公益事業令と比較いたしましての特色といたしましては、大体四点になるのであります。第一点は、ガス事業が公益事業であります。関係上、ガスを使います方のガスの使用者の利益保護規定を強化する、これが第一点でございます。それから第二の点は、従来の法律では許可、認可事項というふうな手続規定が非常に煩雜でございます。これを整理いたしまして、その煩雜な手続を簡素化したしまして、できるだけガス事業者の私企業としての立場も尊重いたしまして、これに不当な干渉はしない。しかし一方において公益事業の十分なる監督を強化する、こういうふうなことが第二点でございます。それから第三点といたしましては、ガスは非常に危険な施設なり設備を持つておりますので、一般の保安に関する規定を十分に整備するといふ点が第三点でございます。それから最後の第四点といたしましては、ガス事業法の適用範囲を、本来のガス事業者の一般供給者、いわゆるガス事業者のみに限定して行く、こういうふうな

な点でございます。以上の四点が大体この法案の特色でございますので、以下これらの四点の内容につきまして概略御説明を申し上げます。

そこで第一点のガスの使用者の利益を保護するといふ規定でございますが、その内容といたしましては、まず第一に、ガス事業は自然的な立地条件その他から申しまして、また経済的な原則から申しまして、これが企業として自然ある程度独占的になるのはやむを得ないと思ひますけれども、その特権が非常に不当に広がるというのを抑制いたしますために、その特権をできるだけ削減するという意味におきまして、その関係の規定を設けたのであります。具体的に申しますれば、まず第五条におきまして――従来のこの第五条の許可の基準という規定があるわけでございますが、このガス事業の開始につきまして、ガス事業を行います場合に通産大臣の許可を要するのでございますが、その許可の基準といたしまして、従来の公益事業令におきましては、同一の区域の中で、二以上のガス事業者が存在することを法律上明文をもつて禁止いたしておたのであります。言いかえましますれば、ガス事業の独占というものを法律上認めておつたのでございますが、こういう法的な独占を認めるということは、極端に申しますれば、場合によつては憲法違反にもなるという議論もございまして、従いましてこの法的独占の規定を今回は改めまして、この法的独占の規定を第五条から削除したといふ点が第一点でございます。

それから次に第七條でございますが、第七條におきましては、設備の設置及び事業の開始の義務を規定いたしておるのでございまして、ガス事業の許可を受けましたものは、できるだけ早く事業を開始しなければならぬ、また同時に設備を設置しなければならぬという規定を設けたのであります。これは現行法におきましては、事業の開始義務は規定いたしておりますけれども、設備を設置することにつきましては、具体的な規定がなかつたのでございまして、事業を開始することに關連いたしまして、事業開始に必要な設備を一定の期間内に設置する義務を課したといふ点が第七條の特色でございます。これらによりましてガス事業者が公益事業としてすみやかに一般の使用者に対して供給を開始することを促進することにいたしましたのでございます。

次に第十五條の第二項の規定でございます。第十五條は第二項におきまして「通商産業大臣は、ガス事業者がその供給区域の一部においてガス事業を行つていない場合において、公共の利益を阻害するときは、その一部について供給区域を減少することができる。」いわゆる供給区域だけを与えられておつて、しかも事実上区域の一部について供給を行つていない、いわゆる権利の上に眠つておると申しまするか、休眠しておるところの区域につきましては、これを整理いたしまして、場合によつてはこれを減少いたしまして、そうしてその眠つておりまする区域に対して新しい供給の希望者があれば、新しい事業者に対して許可をすることもできるようにいたしたいといふ規定を設けたのであります。これによりまして、不当に単に地域だけを

独占いたしまして、しかも供給を行わないといふようなことのないように措置をいたしたいといふ規定でございます。これは従来になかつた規定でございます。

以上のような第五條、第七條あるいは第十五條第二項といふような規定がガス事業の独占企業としての不当な特権を調整しようといふ意味の規定でございます。

次に第十六條の第二項でございます。第十六條は、許可を受けてガス事業者となりましては、これは必ず一般の使用者の要求に応じてガスを供給しなければならぬ供給義務があるものであります。その第十六條の第二項におきまして「ガス事業者は、その供給区域以外の地域において、一般の需用に応じ導管によりガスを供給してはならない。」という規定を設けて、供給区域外への供給を禁止いたしまして、余力のある場合は供給区域それ自体を拡張する。そうして一般供給として供給すべきものである、こういう建前をとつたのであります。

それから次に第二十一條でございます。第二十一條はガス事業者が熱量等を測定する義務を課したのでございまして、これはガス事業者はそれぞれその供給規程の中に自分が供給いたしますガスの熱量あるいは圧力といふものを規定いたしまして、そうしてガスの料金もそれに基いて算定され、認可されておるのであります。従つてもしその供給規程の通りに供給をしない場合においては、それは供給規程違反になるわけでございます。そこでこれらの熱量あるいは圧力の測定義務というものは、旧ガス事業法にはそういう法律上の義務が規定されておつたのであります。公益事業令においてはその規定がはずされたのであります。しかしながらやはりこれはガス事業の公益事業としての性格にかんがみまして、旧ガス事業法の規定を復活すべきであるといふふうに考えまして、旧ガス事業法に規定されたと同様の熱量及び圧力の測定義務といふものを再び法律上定めたのであります。これが第二十一條の規定でございます。

次に二十四條でございますが、第二十四條は、ガスの卸供給事業者の供給に関する規定でございます。ガス事業者以外の者がガス事業者に対して行います卸供給事業に関する規定でございます。たとへば石油あるいは天然ガスの採取業者でありますとか、あるいは鉄鋼業者といふふうな方がガスを卸売するとかいふような、ガス事業者以外の方でガスを供給する事業を営んでおられる者もございまして、これらの卸供給事業者の供給に関する規定を新たに第二十四條において設けました。その場合の供給条件に關しましては通商産業大臣の認可を受けなければならぬ、こういうことにはいたしましたのであります。従つて卸供給といふことから、ひいては一般供給といふものに影響を与えるわけでございますので、これを卸供給につきましては通産大臣の認可を受けるといふ規定にいたしましたのでございます。

それから第二十七条の規定でございますが、第二十七条におきましては、減価償却に對しまして通産大臣の命令権を新たに設置いたしましたのであります。これはガス事業者の企業の健全化をはかるということがやはり公益上必要でございますので、ガス事業者がその投下資本を回収いたしまして、再建設備を確保し、あわせて資本の蓄積をすみやかに促進するといふような意味からいたしまして、企業の健全化をはかりました。場合によつては通産大臣がそのガス事業者の経理上、減価償却に對しまして一定の方法あるいは額を定めまして、減価償却を行へといふことを命令することができると規定を設けたのであります。

次は第二十九条でございます。第二十九条はやはり保安上の見地からいたしまして、ガスの成分に關する検査義務をガス事業者に課したのであります。ガスはその中に有毒成分を含んでおりまして、いろいろ人体あるいは物件に損傷を与える危険がございますので、硫化水素でありますとか、そういうガスの成分につきまして、必ずみずから検査をして、そしてその検査の内容を記録しなければならぬといふような義務を課しまして、保安上の責任をとらせることにいたしましたのであります。

次は第四十八条の公聴會に關する規定でございます。第四十八条におきましては、ガスの料金でありますとか、あるいはそういうような供給規程の認可あるいは変更といふような行政処分をいたします場合におきましては、従来の公益事業令におきましては、これを単に聴聞會といふことには

たしておつたのであります。聴聞といふのは、当該ガス事業者及び利害關係人のみがこれに出席することができるとであります。しかしながら公聴會といふことになりまして、利害關係者以外の一般の学識経験者といふものの意見を広く聞くことができるのであります。これはガスの性質から申しまして、聴聞といふようなことでなくて、やはり公聴會といふような形において、利害關係者のみならず一般の学識経験者にも広く意見を聞いた上で料金の決定等をやるべきではないか、かように考えまして、今回は公聴會制度といふものを新設したのであります。

次は五十一條でございます。五十一條はやはり同じような趣旨によりまして、苦情の申出制度を設けたのであります。これはガスの供給に關するあらゆる事項につきまして不平があります場合にはその關係の局部に對しまして苦情を申し立てることができ、苦情の申立てがあらまれば、通産大臣がその内容を誠実に検討いたしまして、これに對して適當な改善の措置をとるといふ道を開いたのであります。

以上のような各種の規定は、いずれもガスの使用者の利益を保護するための規定でありまして、従来なかつた規定をさらに新設し、ないしは改正いたしまして、一層その趣旨を徹底したいといふのが第一点でございます。次は、先ほど申し上げました第二点といたしまして、許可、認可事項といふようなものをできるだけ簡素化したしまして、整理して行きたい、こういう点でございます。これにつきましては、第四條あるいは第六條、あるいは

第八條といふようなところに、ガスの事業の許可をいたします場合に、その許可の申請書の内容となつておりますところの提出しなければならぬ事項がいろいろあるのであります。従来は、たとえば供給施設の概要であるとか、あるいは事業収支の見積りでありまして、いろいろなことにつきまして、詳細な書類を申請書の内容に書かせておつたのであります。が、今回の第四條におきましては、申請書の内容としては、氏名、住所等のほかは供給区域、それからこの供給施設の中で一番ポイントになつておりますもの、すなわちガス発生設備、あるいはガス・ホルダーといふようなものだけに對して申請をさせまして、それら以外のものはこれを添付書類として、必要あれば出させるという程度にいたしましたのであります。これによつて不必要な手続を簡素化する、それから同じく第六條におきまして、許可を与えた場合の許可証の内容についても同様でございます。また第八條の供給区域あるいは設備の変更といふような問題に關しまして、同様な趣旨におきまして簡素化をいたしていただくのであります。

それから次に、従来現行法の第十五條におきましては融通命令という規定がございまして、通商産業大臣は、場合によつては供給条件を定めまして、他の公益事業者がガスを供給し、そして他の公益事業者からガスの供給を受けるべきことを命令するといふ、いわゆる融通命令の規定があつたのであります。これはあまり不當にガス事業に干渉し、立ち入り過ぎるといふきらいもありまして、できるだけ

ガス事業者の自主性を一方において尊重しなければならぬという意味においてこれを廃止したのであります。同じような趣旨におきまして、旧公益事業令の四十七條にありまして資本金額の変更等につきまして一々認可制度をとつておりましたが、これも廃止いたしました。それから担保権設定等につきましての認可制、あるいは現行法の旧公益事業令の五十條にありまして資産価額についての査定制度といふような規定、これらはいずれもガス事業の自主性を尊重するといふ意味において、これをこまごま法律上やるのは少し行き過ぎであらうといふ意味におきまして、これらの規定を廃止いたしましたのであります。

さらに第五章の保安關係の規定でございますが、この保安關係の規定に關しましては、昔のガス事業法の施行規則による設備の新増設の認可、あるいは使用開始の許可制といふようなものを廃止をいたしました。また新たにガス主任技術者制度といふものを改訂いたしまして、できるだけガス事業者自身が自主的な保安責任を持つといふ、自主的な保安責任という点を尊重するといふ規定にいたしました。ガス事業者の自主性を尊重して行くといふような規定に改めたのであります。またさらに手続を簡素化する意味におきまして、第四十九條の聴聞に關する規定で聴聞の事項が非常に詳細に規定してありまして、これをできるだけ整理簡素化するといふことをいたしております。そのほか一般的な問題といたしまして、従来いろいろのこまかい問題等につきましては、大体省令によつて規定いたしておつたのであります。

が、しかしながらやはり必要な手続はできるだけ法律の上に表わす、場合によつては政令ぐらゐのところにとどめる、省令に全部これをゆだねないで、書けるものはできるだけ法律に書く、あるいは政令に書くといふふうなことにいたして、極力法律上明らかにするといふ立場をとつたのであります。以上が第二点の許可、認可事項の整理あるいは簡素化、あるいはガス事業の自主性の尊重といふ点に關する規定でございます。

第三点は保安に關する規定でございますが、これは後ほど御説明いたしますが、これは後ほど御説明いたしますが、この法律第一條の目的自体の中に、保安の確保といふところの公共の利益の保護といふことをうたいましますと同時に、第二十八條の保安基準に關する規定、あるいは二十九條の成分測定に關する義務の規定でありますとか、あるいは三十條の導管工事の認可制に關する規定であるとか、必要な規定を整備いたしますと同時に、また第三十二條から第三十七條にかへまして保安の技術的な責任態勢を整備する、そのためにガス主任技術者制度といふものを整備することにしたのであります。また三十八條、三十九條等におきましては、保安に關する規定をガス事業者以外の者にも適用するといふようなことになしまして、ガスの保安に關する諸規定を整備いたしましたのが第三点であります。

○大西委員長　きようは来ておりま
ん。

す。そこでただいま御提案申し上げたのは、従来すでに早くこの納付

います。なお今後の納付金の引上げにつきましても、石炭業界がこれを納

延長をして工事を完了する。その期

でも、言面変更のために、ナミカ
字を出すというのではなくて、現在

われ／＼が計算いたしております数字の中で、完全に納まり得るというふうな考へております。

次に労賃の値上りの問題でございますが、これは確かに昨年の十一月労賃の一般値上りがあり、さらにまた福岡県等におきましては従来乙地として指定されておりましたものが、甲地に変更されている地区がございますが、それはすべてこの計画の中に織込み済みのものでありまして、将来変更がない限りはこれで十分行ける、こういうふうな考へております。

○伊藤(卯)委員 七億五千四百万円を増額分に対しては大丈夫ですか。あなたの方で出されたのは五十億八千であるが、これに七億五千を加えると五十八億何千万になるのであるが、この経費の点はよろしゅうございませうか。

○佐久政府委員 その経費の点は、私の方では間違いないと考へております。

○伊藤(卯)委員 労賃により一割五分以上増額するといふ、この私の計算には間違いないとあなたは思つておられますか。これは労働省の告示によつて、当然すでにこの労働賃金は値上りになる、従つて現地におけるところのそれ／＼の工事を行うに於いて、従来払つておつたところの労働賃金を三割五分一厘ぐらゐ増加をしなければならぬ。これは法律上やうなる。やらなければならぬ。すると七億五千四百万円ふえるわけですか。この点を明らかにしておかれぬと、後日また問題が起つて来ますが、この点はどうですか。

○佐久政府委員 七億五千四百という数字が私にはちよつと今了解いたしかねるのであります。二十八年度末の残

工事業としては五十八億四千三百万円というものが、私どもの計画でございまして、これは労賃の値上りも含めて計算をしておる、こういうことであります。

○伊藤(卯)委員 そのあなたの計算は何月おつくりになりましたか。

○佐久政府委員 これは二月四日につくりました資料でありまして、私どもの最終の資料であります。

○伊藤(卯)委員 それではこの労働省から告示されました以後、その法令改正の上で立つて計数をつくられたものですか、どうですか。

○佐久政府委員 おつしやる通りであります。昨年十一月の労働省の法令改正を織り込んでつくつた数字であります。

○伊藤(卯)委員 次にいま一点お伺いしておきたいのは、昭和二十九年年度のみの財源計画です。すでに先ほど申し上げたように国庫補助金の計上不足しておることは明らかであります。さらに残存工事の施工にあつて計画の変更なり、または物価の変動なりによる工事費の増額は、今あなたの御答弁においてもまづたく考慮されておらないやうである。これではこの財政計画は根本的に破壊されるやうな感じを、過去の工事の進行状態から見て持たざるを得ない点があります。本法の改正案では所定の工事を完了するに不可能ではないかといふやうなことを、いろいろ深く実は考慮しておるのですが、今後二箇年間延長することによつて復旧できなかった場合の工事について、どのやうにお考へになつておるか。これは完全にやれるという確信をお持ちになつておるかといふことを私

は伺つておかなければなりません。といふのはさつきからだ／＼質問しておりますように、過去すでに五箇年間の期間がたつておるのに工事は半分しかできておらぬのであります。その困難な諸事情については私が今申し上げませんが、あなたの方が御承知だから申さういふことを考へる。たとえば風水害など起つて来ればまたそのためにいろいろ／＼問題も起つて来るというやうなことなども、やはり相当この工事を完成する上において起ることも考慮され、その地において起ることも考慮され、そのやうな状態から相当工事が残つたものに對して、その場合には一体どういふやうにするのかといふことをお持ちになつておらないと、工事の進行状態とともにいろいろ／＼県との間に、あるいは鉅業権者なり、あるいは被害者との間にいろいろ／＼問題が起つて来ます。そういう場合に起る問題をあなたの方で確信を持つて回答されないと、いろいろそのために問題が起つて来ることは申すまでもありません。過去にもそういう例がたくさんあつたことは御承知の通りであります。そこで被害者側から言つて、残つた場合の工事をさらに延長してやるのであるかどうか。特許と長て行かない場合にそれが期限を延長できないものなら、それを別途な形で一般鉅害とか、臨時鉅害とか、そういうものに編入してやるのか、あるいは期間内に、今度はいろいろ／＼な変動によつて工費が増額しても、その金額を増額して工事を完成するということをやうとされるのかどうか。この点は明らかにしておかれぬと工中遂行の上にも、また後日にも重大な影響があるから、

この点についてひとつあなたの信念とさらにその後におけるところの見通しについて明確なるお考へを伺つておきたい。

○佐久政府委員 私どもの計画で二箇年延長によつて完全になし遂げ得るといふ考へのもとに御提案申し上げておりますので、できない場合にどうするかという御質問に對してはな／＼お答えがむずかしいのであります。かりにそのやうなことを仮定いたしました考へた場合に、方法が幾つかあると思ひます。一つは期間を延長するという問題であります。それから第二は、たゞいまお話がございましたやうに、特別鉅害としての復旧方式をやめまして、別途にありますが一般鉅害の復旧と合併せよという方法が一つござい

ます。もう一つはそれもやめて、加害者に自己復旧の責任を負ふという方法もございします。第四には途中で納付金額をさらに引上げて期間の延長はしないという方法もございします。おののけいずれの方法にも利害得失がありまして、たとえば一般鉅害に引移すという場合には一般鉅害に引移す国の補助金という率が非常に違つて参ります。従つて特別鉅害で早く取上げられて復旧をしたものについては国の補助金がよけいもらえて、たゞ／＼あ

とまわしになつたものについては国の補助金が少くなり、逆に鉅業権者の負担が多くなるという不均衡を生じます。また全部特別鉅害もやめ、一般鉅害もやめて鉅業権者の負担に全部まわすといふことは、さらに負担の不均衡が多くなるわけでありまして、考へ方としてはやはり中間過程において納付金をさ

らに引上げるか、あるいは期間を若干延長するかといふ二つの方法が残る問題だと思ひます。私は納付金引上げの場合におきましては、一般物価の値上り、あるいは労賃の値上りの結果、納付金の引上げをするという場合においては負担そのものが大きくなるわけではないのであります。さしつかえないと思ひますが、そういう事情でなしに納付金を引上げるということは、ちよつと負担の關係から言つて無理があるのではないかと、そういう場合に結局期間の若干の延長をせざるを得ないといふやうに考へております。いづれにしてもこれは仮定の問題でありまして、私どもの今考へておりますのは、当初に申し上げましたやうに、二年間の期間延長で完全になし遂げ得る、こういうやうに考へておる次第でございします。

○伊藤(卯)委員 私がさういふことをお尋ねしたのは、実は今局長が言われた特別負担の分についても大きくなつていふと思ひますが、鉅業権者側では今度の増額分はこれはしかたがないが、さらに増額をしつゝ、期間を延長して、延長分の負担をしつゝとかいふやうなことが起つて来た場合には、自分らとしては責任は持たぬぞといふやうなことも、今度の増額分について相當の意見が出ておることは御承知の通りであります。そこでこのやうな点もお考へになつておかなければならぬ。さらに今局長が言われたやうな、いろいろ／＼物価の変動の問題や、あるいは炭界の不況に伴つて来る問題や、そういう問題は特別負担者から言つて、それは政府の政策上から来るところの一つの問題であるから、そういう点から起る

工費の足らなくなつた分、それによつて工事が延長されなければならぬといふ分については政府が責任を持つべきである、こういうことも言われている。また私もそう思う。そこでそういう場合に於いて従来においても大蔵省側から特別負担と見合つて、この負担の問題というもので、いろいろ困難なる事態が絶えず起つておつたことは御承知の通りであります。そういう場合について大蔵省側として十分考慮しなければならぬということで、通産省側と大蔵省側とが、この法案を改正されるにあつて、そういうゆとりのあるというか、幅のあるというか、そういうような点を十分話し合ひをしていられるかどうか。もう今度限りである、どんなことがあつても、あとは知らぬぞというふうなことになるおののか。今お尋ねするように、幅と余裕が事務折衝の過程の上にあるのかどうか、そういう点をさらに伺つておかなければならないと思ひます。

○佐久政府委員 工事が遅れた、あるいは残工事ができたという場合に、問題として二つ考えられるのであります。一つは天災地変というふうなことで一度やつた工事がもう一度やらなくちやいかぬとか、あるいは工事の進捗がはばまれたということが一つの原因であります。この場合にはもちろんこれは鉱業権者だけの責任というわけには参りません。といつてまた政府だけの責任というわけにも参りませんが、そういう場合には特別の復旧方法というものを大蔵省と相談できると思ひます。もう一つは物価の変動、つまり貨幣価値の変動によつて所用資金が不足して来た。そのために工事が遅れると

いう場合でございますが、これは今般においても同じであります。貨幣価値の変動ということとは、結局石炭を販売する者にとつては石炭価格の値上りということになるのであります。そのために残工事がふえたという場合には再度の値上げということも、私は理論的にはのむべき性質のものだと思ひます。しかしいづれにしましても、そういう大きな変動があつた場合には再度考えようという了解は、一応大蔵省といたしております。

○伊藤(卯)委員 よろしゅうございます。

○大西委員長 本日はこの程度といたし、次会は二十四日水曜日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十二分散会

昭和二十九年二月二十三日印刷

昭和二十九年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局